

# 国有林林道等施設点検管理業務仕様書

## 1. 目的

本業務は、国有林林道等について、交通安全確保の視点に立った林道施設の状況、交通安全施設の整備状況に関する点検を行い、国有林林道等における交通安全対策に万全を期すことを目的とする。

## 2. 一般事項

- (1) 本業務は、「国有林林道等施設点検管理業務数量内訳書」（以下「内訳書」という。）に示す路線について、国有林林道等を構成する路体（橋梁・擁壁等の構造物を含む）、排水施設、法面、標識類等について総合的に点検を行うものとする。
- (2) 本業務は、内訳書及び本仕様書に基づき実施するものとし、内訳書及び本仕様書に該当する事項について森林管理局（事務所）、各森林管理（支）署及び各森林管理事務所等（以下「各森林管理署等」という。）の林道担当者と打ち合わせを行い、その内容については書面（様式は任意）により遅滞なく監督職員あて報告するものとする。

## 3. 点検内容

内訳書記載の路線について、各構造物等の状態（健全、劣化、破損等の状況）を把握するため、以下に示す①～⑥の項目を、点検ハンマー、ノギス、スラントルール、リボンロッド、ポール等の点検器具を使用して詳細に点検を実施し、点検結果を5(3)の各帳票により取りまとめ報告を行う。

また、記録写真にはテープ表示、詳細部は、接写写真を記録するなどし、状況が適切に把握できるよう記録整理すること。また、各々の点検対象路線の起点と終点の写真を添付すること。

### ① 路面・路肩等の状況

降雨、融雪及び浸透水等により、陥没（コンクリート路面工等を含む。）、流失、崩壊や風倒木等の発生している箇所がないか、また、発生する恐れがないかについて点検する。被害個所の点検結果は様式3に記載し、状況写真を添付すること。

### ② 法面の浮石、崩壊等の状況

降雨、融雪及び浸透水等により、崩壊等が発生している箇所がないか、また、発生する恐れがないか点検する。併せて、落石、落枝等の上方の安全状況を調査する。被害及び被害のおそれのある個所の点検結果は様式3に記載し、状況写真を添付すること。

### ③ 擁壁の安定状況等及び法面保護工（落石防止網等）の機能発現等の状況

各構造物について亀裂、劣化、転倒、網の損傷等の発生箇所がないか、また、発生する恐れがないか調査する。点検結果は様式3に記載し、被害の有無に関係なく、施設の状況写真を添付すること。

### ④ 溝渠・暗渠の管及び呑口、吐口の状況

流下した土砂、立木、枝条等により閉塞及び損傷の発生箇所はないか、また、発生する恐れがないか調査する。点検結果は様式3及び様式4に記載し、施設の外観のほか、管渠の中の状況が分かる写真を添付すること。

⑤ 橋梁のコンクリートや鋼材の劣化状況

内訳書に示された橋梁の橋台等にクラック、劣化、破損等の発生箇所がないか、また、発生する恐れがないか調査する。点検結果は様式3及び様式5に記載し、状況写真を添付すること。なお、内訳書にない橋梁についても調査を行うこと。

⑥ 安全施設、安全標識の設置等の状況

視界不良の原因となる草木類の有無、カーブミラー等の損傷や傾きなどの箇所はないか、また、発生する恐れがないか調査する。ガードレール等の安全走行上必要な施設を調査する。点検結果は様式3に記載し、被害の有無に関係なく状況写真を添付すること。

なお、施設点検に併せて、カーブミラーの視界不良を改善するために鏡面の曇り除去を行うほか、視界不良となる枝葉の除去など、簡易な管理業務を行うこと。管理業務を行った施設については作業前、作業後の写真を添付すること。なお、施設が破損しているものや、簡易な作業で改善が見込めないものは対象外とする。

4. 業務上の交通安全管理

受注者は本業務の実行にあたり、交通安全に関する諸法令を遵守し、交通災害の防止を図らなければならない。また、点検中に発見した通行危険箇所については、応急措置(注意表示等)を講じるとともに、管轄する各森林管理署等へ早急に連絡すること。

5. 業務報告書の作成等

- (1) 受注者は業務対象路線が工事、災害等の理由により対象路線数、点検延長及び点検項目に変更が生ずる場合は、書面によりすみやかに監督職員あて報告すること。
- (2) 点検施設に併せて、GNSSにより施設位置情報を取得し、路線毎に施設位置図を作成すること。また、位置情報リストを作成すること。
- (3) 本業務が終了した時は、業務契約第9条に基づき、以下の各事項を取りまとめ、各森林管理署等の林道担当者の確認を経たうえで、監督職員あて報告すること。監督職員の確認後、それらを取りまとめた報告書を署毎に分冊し2部作成のうえ、電子データとともに提出すること。

ア 業務実施結果報告書(様式1)

イ 業務日誌(様式2)

ウ 林道等調査・点検野帳(様式3)

エ 溝渠点検調査表(様式4)

オ 橋梁点検調査表(様式5)

カ 施設位置図

キ 写真帳

※路線毎にインデックスを添付し、ウ〜キをとりまとめること。

## 6. 旅費交通費等の扱い

本業務は、当初設計において旅費交通費及び技術者の基準日額は計上していない。

旅費交通費等は、「調査、測量、設計及び計画業務旅費交通費積算要領の制定について」(平成28年3月31日付け27林整計第367号林野庁森林整備部長通知)(以下「旅費交通費要領」という。)に基づき設計変更により計上するものとし、受注者は、滞在又は滞在と通勤が混在する場合、設計変更時点までに、宿泊実績報告書(様式1)、実際に支払った証拠書類(領収書等)及び通勤実績報告書(様式2)を監督職員に提出するものとする。

なお、宿泊実績報告書、証拠書類及び通勤実績報告書の提出時期については、監督職員と協議の上、決定するものとする。

## 7. その他

(1) 本業務の実施にあたっては、森林法、国有林野の管理経営に関する法律、国有林野管理経営規程、その他関係諸法令を遵守して行うほか、監督職員の指示を受けるものとする。

(2) 本業務で作成される報告書の権利は、発注者に帰属するものとする。

(3) 受注者は、業務上知り得た情報等について、第三者に漏洩させない義務を負うものとする。

(4) 点検の実施に当たっては、災害など緊急の場合を除き、基本的に署単位で実施し、事前に各森林管理署等に点検日程を連絡すること。

本業務においては、各森林管理署等における打合せ経費を計上していることから、点検実施前に林道路線の位置、現状等を確認のうえ実施すること。また、施設点検「位置図」については代表的な路線位置(アクセス)、林道名については略称扱いとして示している場合があるので署担当に点検対象路線であることを確認すること。

(5) 3.⑥で実施する簡易管理業務は実施数量に合わせて変更する。

(6) 点検対象路線が工事、災害等により通行できない等の事態が生じた場合は、すみやかに該当森林管理署及び監督職員に報告し、指示を受けるものとする。

(7) 点検業務完了後は速やかに結果を取りまとめ、署担当へ電子メールで概要を報告すること。なお、報告様式は任意とするが、交通安全確保上早急に対応すべき箇所がある場合は現地状況と場所がわかるよう報告すること。

(8) 本業務に使用する点検器具及び、記録打ち合わせ等のほか報告書作成に要する機械器具、消耗品等の費用については、全て受注者の負担とする。